

かたくい通信

福井から原発をとめる
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発をとめる裁判の会◆

■事務局連絡先：松田(090-2037-9322)

♥カンパ等のうちよ銀行振込先

■弁護士事務所連絡先：笠原一浩弁護士

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥ご支援をよろしくお願いします！

◆ホームページ：http://adieunpp.net (本通信 PDF 版もアップロード！)



今回は別冊もあり！

判決！ 再稼動認めず！

「主文、被告は・・・大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。」(2014年5月21日(水)午後3時、福井地方裁判所第1号法廷)

一瞬の静寂後、「よっしゃ！」「やったー！」という叫び声と湧き上がる拍手！弁護士と原告団の1名ずつが旗出しのために法廷を飛び出す。法廷内で待機していた3名の裁判所職員が「静かにしてください。」と何度も呼びかける。裁判長は表情ひとつ変えずざわめきが静まるのを待って先を続ける。

裁判長が主文を読み終え、判決要旨が弁護士に配られる。被告席には関電社員・被告代理人の姿はない。法廷内のそこかしこから嗚咽が聞こえてきた。福井県の原発立地地域に住む女性が眼に涙をためて、後ろにいた知り合いを振り返り「よかった」というふうに唇を動かす。灰色の髪の初老の男性が肩を震わせている。中ほどの席にいた原発立地地域の中年男性が声を上げて泣き始めた。

裁判長は判決理由を読み上げる。「ひとたび深刻な事故が起これば・・・」。先の中年男性は今度は上を向き、さらに高いトーンで泣き続ける。判決要旨の増し刷りのために原告団の2名が法廷を出ていく(「判決要旨」については本誌別冊に全文掲載！)。開廷から23分、作務衣を着た男性が静かに傍聴席を離れた。法廷を出る前に深々と裁判長に合掌・一礼する姿が視野の隅に映る。福島から福井に避難されていた方だ。

3時43分、判決理由の朗読を終えて裁判長らは退廷。たちまちに法廷は、喜びの声で沸き返った。福井地方裁判所は原発推進の論理を徹底的に退ける歴史的な判決を下したのである。
(文責：編集子)



完全勝訴に歓喜の渦

「主文 大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」。5月21日午後3時。福井地裁の法廷に、裁判長の淡々とした声が響くと、一瞬の間をおき、大きな拍手が鳴り響いた。弁護士が外に走り出、傍聴席に入り切れなかった支援者らを前に「差し止め認める」「司法は生きていた」の垂れ幕を空高く掲げると、涙ながらに握手をしたり、抱き合う人、万歳を叫ぶ支援者など歓喜の渦が地裁前を埋め尽くした。長い全国の原発訴訟で3番目の勝利、福島事故から初の勝利。大きな「山」が動いた瞬間である。

× × ×

◆判決に対する感想◆

大阪市からの支援者、須藤光郎さん(64)は「夢を見ているようだ。信じられない。この判決を聞くためにきました。負け続きの原発訴訟ですが、これをバネに高裁でも最高裁でも頑張りたい。福島の犠牲者の方々も、少しは報われる判決ではないでしょうか」。高揚した面持ちで顔をクシャクシャにしていた。

小浜市の世戸玉枝さん(67)は、「厚い厚い壁が、ようやく動いた感じですね。この歴史的な瞬間に立ち合えて光栄です。この判決を力に廃炉の運動を強めたいし、広めたい。小浜の大人として、子供たち、またこれから生まれてくる子供たちに責任を感じています」。

もう一人、大阪府高槻市からきた坂元千賀子さん(63)は「勝つしかないという思いでやってきました。福井での口頭弁論にも何度か来て、ほぼ私たちの主張を取り上げてもらった、と思っています。来たかいがありました」と満面の笑みをこぼしていた。

福井市の吉川照子さん(70)は、「すばらしい判

決ができましたね。(原発を)運転してはならない、という強い意思表示に感銘しました。これは司法の命令であると理解しました」。また、脳こうそくの後遺症を抱える坂井市の坪井武義さん(88)は「障害者ですが、判決が聞きたくてね。よかった、よかった」。

また、首都圏反原発連合のリーダーの1人、ミサオ・レッドウルフさんは「毎週金曜日、首相官邸前で、行動してきた。感動的な判決文です。官邸前で言ってきたことが、すべて入っている。皆さま、ご苦労さまでした」。

福井市の荒川勝巳さん(63)は、「判決は100点満点。判決が全体に解りやすいし、論理が自然ですね。美文ではなく、自然流名判決、といっているのではないのでしょうか。とりわけ、判決は福井県の西川知事がよく口にする国富流失論を徹底的に批判している。裁判長は、「たとえ原発の運転停止によって多額の貿易赤字がでるとしても、これを国富の流失や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり」、というくだりは素晴らしい」と感想を述べた。

× × ×

地裁前から場所を移し、福井市の教育センターでの記者会見での原告団事務局の発言も紹介しておこう。

「裁判の会」事務局長の松田正さん(64)は「うれしい、うれしい判決です。原告弁護士や支援者の力強い支援のおかげです。しかし、この司法の判断を今の安倍政権がきちんとうけとるのか、疑わしい。この判決は政権の政策になびいてきた人々たちへの警鐘でもある。経済より命が大事という弁論を続けてきたことが、認められ、皆で喜び合いたい」。

判決では、「大きな自然災害や戦争以外で、根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは

想定し難い」と述べている。戦争と原発事故と同一視し、一步も二歩も踏み込んだ裁判長の意思表示。弁護団の海渡雄一弁護士は「判決には胸が熱くなった。難しい理論に走ることなく、市民感覚で判断を導いたのではないか。司法から、素晴らしいプレゼントをいただいた」。この判決を抛りどころに、将来を見据える気迫ある発言だった。

もう一人は、脱原発弁護団全国連絡会の河合弘之弁護士。「42年弁護士をしているが、判決を聞いて泣いたのは初めて。若い弁護士さんたちの必死な努力の成果です。これを機に日本中の原発を止めなければならない。皆さま方と、ともに連帯していきたい」。

◆被告、関電側が不当控訴か

記者会見の途中、被告・関電側が名古屋高裁金沢支部に控訴の意向を示したとの連絡が入った。

河合弁護士は「判決日の法廷に、関電側は全く姿を見せなかった。判決を読まないで、どうやって控訴するんだ」と怒りを隠さなかった。

また、これに海渡弁護士も発言。「ちゃんと判決文も読まず、おそまつ控訴。元から決めてあったんだろう。関電は再稼働させたい一心でやっており、控訴は子供じみている。関電は裁判を否定する不逞(てい)の輩(やから)だ」と断罪した。

◆原告団・弁護団の声明発表

これに先立ち、記者会見では「福井から原発を止める裁判の会」が「頂門の一針」・英断判決への声明、と弁護団声明が読み上げられた。「裁判の会」の中畠哲演代表が「戦後の科学技術信仰で立法、行政、司法ともに科学の世界に丸投げしてきた。国民の安全より安全神話を優先してきた。原発を進めてきて病んだ日本に、今回の判決は「頂門の一針」で、ジワジワと効いてきますよ」とコメントした。(注:「頂門の一針」頭の上に一本の針を

刺すように、人の急所を抑えて戒めを加えること)

また弁護団声明では、「司法が原発の抱える本質的な危険性を認めたものと評価する」とした。とりわけ最大の争点となった基準地振動を超える地震の可能性、使用済み核燃料プールの損壊による放射能漏れの可能性など、関電側の主張を大きく退けており、弁護団は「市民感覚に沿って、福島第一原発事故とその被害の深刻な現実を目の当たりにして、地震という自然の前における人間の能力の限界を認める画期的な判断を下したものといえる」とコメントしている。

弁護団は「本質的な危険性」について、6点について評価しているが、その大半は大飯原発に限らず、川内原発(鹿児島県)、高浜原発にも当てはまり、再稼働する際の大きな「足かせ」となることは明らかだ。(声明については本誌別冊に全文掲載)

◆意見陳述した方のコメント

★元福島県富岡町 木田節子さん

現在、水戸市に避難しています。あれだけの事故が起こったにも関わらず、福島では「原発反対」といったら、変な目で見られるのです。裁判で意見陳述しましたが、福島で今、起こっていることが裁判長に通じ、涙がでました。ありがとうございます。

★大阪府高槻市 水戸喜世子さん

いい判決がでますよう、夫の墓に手を合わせてきました。夫は原子核物理学者で、40年以上も前、原発の危険性を訴え続けてきました。裁判長の「原子炉を運転してはならない」という言葉を、どれだけ夢見てきたことか。判決は、国際基準。素晴らしい。どこの国に出しても恥ずかしくない。

★敦賀市 山本雅彦さん

私は原発労働者でした。この判決を、亡くなった5人の仲間へ報告しました(編集子注:2004年8月9日、美浜原発3号機タービン建屋内の二次冷却水漏れによる高温蒸気により作業員11人が火傷。

最終的には死亡5名・重軽傷6名となった)。原子炉冷却機能についても、メルトダウンが起こる可能性について述べた裁判長の判決は圧巻でした。

作業員はみな、もしもの時は覚悟を決めています。こんな危険な職場は、実際働いている人しかわからない。高裁、最高裁でも勝利を勝ち取っていく決意を固めています。

★金沢市 浅田正文さん

私の居住地は原発から25キロ、緊急時避難準備区域に指定されました。第二の人生で自給自足の生活を楽しんでおりました。この間、国政選挙や都知事選などありましたが、がっかりさせられるばかり。しかし今日、素晴らしい判決ができました。人格権、生存権、そして国富とはなにか、判決は憲法にのっとって、しっかり書かれています。このままでは、この美しい日本が奪われてしまう。全国の原発の全廃目指して、新たな一步を踏み出そう。

★敦賀市 今大地晴美さん

判決は、若狭に暮らす原発植民地の住人を救ってくれた。必ず自分の力で考え、自分の足で歩んでいけば、脱出できる。そう思った。

★高浜町 東山幸弘さん

経済より命、命あつての経済。日常の生活に追われて、曇っていた目先の霞を取除いてくれました。原点復帰。

(文責・永田)

◆判決後の動き◆

◆5月21日午後5時6分 メーリス速報

原告事務局より以下の文面でメーリスを流す。

■福井から原発を止める裁判の会（速報）

本日、午後3時、福井地裁において判決が言い渡されました。

主文1. 被告は別紙目録1記載の各原告（大飯原発から250キロメートル圏内に居住する166名）

に対する関係で、福井県おおい町大島1字吉見1-1において、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

福井新聞記事

<http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/society/50555.html>

歴史的な勝利判決でした。皆様のご協力、ご支援に心より感謝致します。

◆5月22日午前 福井県庁訪問

原告団・弁護団の代表が県庁原安課を訪問。判決を踏まえて大飯原発の再稼働中止を申し入れる。以下、福井新聞の記事の一部・・・原告団代表で同県小浜市の住職中嶋哲演さん（72）は「判決は高い倫理性を示していた。原発の存続を許し、国土を（東京電力福島第1原発事故のあった）第2の福島のようにしてしまったら、子孫に申し訳ない」と述べ、雇用や経済を原発に依存する体質からの脱却を訴えた。申し入れを受けた県安全環境部の担当者は「県民の安全の確保を第一に考え、判断していく」と応じた。

◆5月22日午後 おおい町訪問

福井県庁訪問に続いて、おおい町を訪問。県への申し入れと同様の申し入れを行う。

◆5月22日午前 関電本店訪問

原告団・弁護団の代表が大阪市北区の関電本店を訪れ、控訴や原発再稼働をしないよう求める申し入れ書を提出。以下、毎日新聞の記事の一部・・・弁護団によると、原告団の松田正事務局長ら住民側3人と弁護団の笠原一浩事務局長ら3人の計6人が本店内で関電社員に申し入れ書を手渡した。笠原弁護士は「この判決は極めて当然のものだ。控訴して原告らを苦しめ、心ある株主の不信をかわさないよう控訴断念の英断を強くお願いします」と申し入れ書を読み上げた。

大阪府茨木市の会社員、武藤北斗さん（38）

は「やっと司法が国民の側に立った判断をしてくれた。電力会社は判決を真摯に受け止めてほしい」。美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）の小山英之代表（74）は「国や電力会社はこの判決を基本に、エネルギー政策を考えてほしい」と訴えた。

◆5月22日午前 大阪弁護士会集会参加

原告団・弁護団からの報告。トルコ語に翻訳しては・・・などのアイデアが出る。

◆5月23日午後 院内集会及び官邸前行動

中冨哲演団長はじめ原告団・弁護団の代表が参加。200人以上の市民の他に国会議員多数が参加。判決の解説&感想。中冨哲演団長は「このすばらしい判決は、樋口裁判長や福井地裁の裁判官による判決にとどまらず、とくに福島3.11以降、広範な人々の思いや願い、運動、それらが一丸となって結晶したアマルガムのような判決であり、私たちの共有財産だ。」と語る。後に規制庁幹部を招いての質疑応答。基準地震動や冷却装置の重要度分類について議論。そして毎週金曜日に開かれている官邸前行動に参加。

◆5月23日午後 福井市内での金曜デモ

毎週行われている金曜デモで弁護士から判決要旨の説明があり、参加者全員でその意義を確認。

◆5月30日 札幌市「全国の原発訴訟とエネルギーについて知る講演会」出席

原告団事務局2名が、北海道電力泊原発（後志管内泊村）の廃炉を求める訴訟の原告と弁護士らが企画した見出しの集会に参加。今回の訴訟の経過と判決への感想について語った。



◆原告 ～ひと模様～◆

★今回は沖縄でただ一人、原告となっている方からのお手紙を紹介します★

沖縄からの報告・復帰記念日のやるせなさや奮起・

●普久原 佳子さん（沖縄県在住）

5月15日は42回目の沖縄本土復帰記念日だった。70年前沖縄は地上戦で民間人、兵隊20万人余が戦士。以来県民は「軍隊は住民を守らない」との実体験を教訓として共有し「命どう宝」を語り継いでいる。福井から来沖した私は、県民の軍への警戒心がむごい戦争体験に由来していることを、始めて知った。基地問題対応の根っこにある”県民意識”と思う。軍政後「平和憲法」を求めて復帰したものの、米軍基地はさらに増加し居座り続け（国全体の0.6%の県面積に国全体の74%の基地）、自衛隊も配置された。基地被害（軍機による騒音・墜落・米兵の強盗、ひき逃げ、性犯罪など）に悩まされている。さて移設で揉める普天間基地は「銃とブルドーザー」で米軍に強制接收された民間地で無条件に即返還されるべき土地だ。しかし日米両政府は「危険回避」を名目に、名護市辺野古に新基地移設強行の動きを加速し7月調査工事着工を表明。仲井真知事の埋め立て承認後も県民の7割余が「辺野古ノー」を堅持し、1月には反対派の稲嶺進名護市長が再選された。しかし民意完全無視のこの暴挙だ。復帰しているのにまるで植民地・・・納得できない。やるせない思いだ。今年で辺野古座り込み17年、高江「オスプレイ離発着訓練場ノー」座り込み7年になる。少人数からの出発だったが、支援者の輪が広がっているのは確かだ。「命どう宝」「継続は力なり」をモットーに今後共に頑張りましょう。

●追記：大飯原発差止訴訟（1審）勝訴判決は「声をあげることが『力』になる」と教えてくれました。歴史的判決をひき出した「福井から原発を止める裁判の会」の活動の知恵・記録を沖縄の人にも紹介したい。

●追伸：復帰の日 稲嶺市長は「辺野古ノー」直訴の為渡米した。議員、市民、国連関係者らに「沖縄県人の人権を侵害する米政府の横暴を許すのか」と中止を訴えた。なんと日本政府は「辺野古沖にブイ設置、侵入者に刑特法を適用し逮捕・抗議活動排除との方針を確認した（5/14）。同時期の安倍首相「集団的自衛権行使容認発言と続き不安・怒りは増すばかり。米国・国際世論に訴える市長達の努力が実ってほしい。渡米の翌日埋立予定地にジュゴンの藻の食み跡が新たに見つかった。渡米の背を押しているようだ。



◆以下で当日の動画閲覧が可能

■大飯原発3・4号機差し止め請求裁判「判決」
(2014.5.21 福井地裁)

<http://youtu.be/HN5y8xQ34UE>

行進～旗出し～インタビュー～河合弁護士による基準地震動解説～菅元首相コメント、という内容で4分45秒です。

■2014年5月21日

大飯原発3・4号機差し止め請求裁判「記者会見」
(2014.5.21 福井県教育センター)

<http://youtu.be/o0Mmybtz-Q>

1時間23分あります。

(編集子：Wさん、多謝！)

◆総会報告◆(古い報告で恐縮ですが)

「福井から原発を止める裁判の会」の第3回総会を4月20日(日)午後1時半より、福井県教育センター(福井市大手2-22-28)において開催しました。総会は2部からなり、第1部として弁護団事務局長の笠原弁護士より今回の裁判の結審に至るまでのポイントについての説明があり、後に弁護団事務局次長の鹿島弁護士が補足説明を行い、質疑応答がありました。(編集子注：判決が出た今となってみると、このお話は実に的を得た話でした)

その後、休息をはさんで総会が開催されました。

1. 代表者及び事務局体制の承認について

不在であった代表者については、福井県小浜市の明通寺住職の中島哲演さんになっていただくこと、また数名の事務局スタッフの新たな参画について説明し、承認を得ました。

2. 決算報告

会計担当より、決算報告があり、監事を代表して原告中野充さんより適正に処理されている旨の報告があり、承認されました。

3. 予算案について

勝訴・敗訴によって原告としての控訴費用等が異なってくることから、双方の場合の予算案を提案させていただき承認を得ました。次頁以降で決算報告(簡略版)と勝訴の場合の予算案のみ提示させていただきます。

総会の最後に、当日は出席できませんでしたが、代表となっていた中島哲演さんからのメッセージが朗読されて閉会となりました。

中島哲演代表からのメッセージ

「福井から原発を止める裁判の会」総会にご参加のみなさん、ごくろうさます。今日まで協働していただいたすべてのみなさん、ありがとうございます。先約のため、欠席いたしますことをお許しください。

「フクシマ」以前に最優先されてきた、原発の「必要神話」(経済的な繁栄のため)と「安全神話」(科学技術上のお墨付き)が、フクシマ以降すでに崩壊しているにもかかわらず、安倍政権(行政)や国会の多数派(立法)は、原発の再稼働・延命へ向けて暴走しています。いまや6-7割もの国民が再稼働阻止を望んでいる世論との「ねじれ」こそ重大です。また、原発群を過疎地に押し付け、多くの新たなヒバクシャを生み出し、「死の灰」を後世代にゆだね、海外輸出を恥じようとする「倫理」の欠如を、わたしたち自らもふくめて厳しく問い直していくべきではないでしょうか。

5月21日の福井地裁の判決、司法判断が、これまで置き去りにされてきた住民自治、国民主権という憲法の眼目を回復し、行政や立法府の暴走にブレーキをかけ得るものとなりますよう、切に願わずにはられません。その日まで、地道に、綿密に本裁判の経過を報告し続けていただいた「かたくり通信」のバックナンバーを再読し、その軌跡をたどり直しておきたいと思っています。

5月の輝かしい緑の中でくださる判決が、ビックピンチの現状をビックチャンスへ転換する魁となることを、みなさんとともに心から希望しつつ。

合 掌

2014年4月20日

中 島 哲 演

決算報告(2013.4.1~2014.3.31)			
福井から原発を止める裁判の会			
	前年度繰越金		ア 1,918,159
	今年度		
<収入>	裁判の会・会費	145名×3000円	435,000
	支える会カンパ金	大口カンパがありました。	1,154,920
	収入合計		イ 1,589,920
<支出>	印刷代小計		20,630
	郵送代小計		163,464
	会場費・講師等小計		56,830
	事務費用・雑費小計		75,057
	支出合計		ウ 315,981
	前年度繰越金		ア 1,918,159
	収入-支出		イ-ウ=エ 1,273,939
	今年度残金	(2014年3月31日)	ア+エ 3,192,098
	預金明細	普通通帳	862,463
		当座預金	2,329,635
	会計	小野寺 恭子	
	監査	中野 充 酒井 照子	

		2014年度予算案 その1(勝訴した場合)	
		福井から原発を止める裁判の会	
		今年予算	
<収入>	裁判の会・会費	一人3000円×150人	450,000
	カンパ		200,000
	収入合計		650,000
<支出>	印刷代		25,000
	郵送代		180,000
	講演会・学習会等		60,000
	事務費・雑費		80,000
	裁判費用	証人申請25万円×4名	1,000,000
	支出合計		1,345,000
	差引残高		-695,000
前期繰越金		3,192,098	
次期繰越金		2,497,098	

▲2014年5月以降の事務局の動き▼

- ・4月11日 事務局会議 総会協議事項について検討
- ・4月12日 『かたくり通信』印刷発送作業
- ・4月17日 会計監査
- ・4月19日 総会資料の印刷
- ・4月20日 総会開催
- ・4月22日 委任状提出依頼のための文案検討
- ・5月11日 事務局会議&判決に向けての葉書検討
- ・5月12日 葉書の印刷・発送
- ・5月21日 判決
- ・5月25日 事務局会議 委任状督促&250キロ圏外の原告の方々への委任状依頼の件他
- ・6月1日 事務局会議 委任状、他県の訴訟グループからの講演依頼、これまでの報告

▼判決に対する皆さんからの声▼

全国各地から様々な形で「勝訴 よかったね」という言葉をいただいています。メール、電話、手紙、電報、葉書・・・一部を紹介します。

- 「ありがとうございました。多くの人たちを勇気付けてくれる成果」(宮崎県内田智さん)
- 「相手はなりふりかまわずにやってくるのが予想されます。できる限り御協力させていただきたいと思います。」(新潟県 K さん)
- 「やったね！素晴らしい判決、判決文。人格権、憲法が生きている」(大阪府 AK さん)
- 「おめでとう。お疲れさまでした。とりあえずは・・・判決文を何度も読み、その気高さに震えました」(福井県 WY さん)
- 「裁判お疲れ様でした。勝訴おめでとう！以上！」(新潟県 KS さん)
- 「事故後約3年が経ち、再稼働への動きが進む中、こういった動き(注：裁判のこと)があったことを知りました。わずかですが、寄付金を同封いたしました。何かのお役に立てて頂けましたら幸いです。(富山県 匿名さん)

編集後記その1: 別冊「判決要旨」もぜひご一読を。